# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

福生市長

### 公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 医療扶助のオンライン資格確認事務
③システムの名称	生活保護システム、生活保護システム・統合専用端末、連携ユニット、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境、運用支援環境情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー)
2. 特定個人情報ファイル	名
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項及び別表省令第15条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)  「第2条の表の13の項、命令第15条 〇第2条の表の14の項、命令第16条 〇第2条の表の18の項、命令第20条 〇第2条の表の20の項、命令第22条 〇第2条の表の28の項、命令第30条 〇第2条の表の37の項、命令第39条 〇第2条の表の40の項、命令第42条 〇第2条の表の42の項、命令第39条 〇第2条の表の40の項、命令第50条 〇第2条の表の42の項、命令第51条 〇第2条の表の53の項、命令第55条 〇第2条の表の50の項、命令第61条 〇第2条の表の63の項、命令第55条 〇第2条の表の60の項、命令第71条 〇第2条の表の60の項、命令第76条 〇第2条の表の60の項、命令第77条 〇第2条の表の76の項、命令第89条 〇第2条の表の76の項、命令第89条 〇第2条の表の80の項、命令第110条 〇第2条の表の125の項、命令第127条 〇第2条の表の108の項、命令第110条 ○第2条の表の151の項、命令第153条 ○第2条の表の155の項、命令第157条 ○第2条の表の151の項、命令第163条 ○第2条の表の158の項、命令第163条 ○第2条の表の169の項、命令第160条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の160の項、命令第170条 ○第2条の表の1710の項、命令第172条 ○第2条の表の1710の項、命令第172条 ○第2条の表の1710の項、命令第174条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7 株中田上桂邦の明二	TT. 利田传心转录
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	福生市役所 福祉保健部社会福祉課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

福生市役所 福祉保健部社会福祉課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	16年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類								
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書		重点項目評	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書において、リス					
2. 特定個人情報の入手(	青報提供ネ	ットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除	<b>&lt;</b> 。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用										
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託			[	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供	ŧを除く。) [ O	]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・	肖去									
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査										
実施の有無	[ ] 自	己点検	[ 0 ]	内部監査	[〇] 外部監	査				
9. 従業者に対する教育・	8発									
従業者に対する教育・啓発	[ +	分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている				

#### 変更箇所

支更日 支更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報 1. ③システムの タ称	生活保護システム、団体内統合宛名システム	生活保護システム、連携ユニット、団体内統合宛	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	
平成27年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成30年12月3日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	役職名	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年3月29日	I 関連情報 1. ②事務の概要	7 徴収金の徴収に関する事務	7 徴収金の徴収に関する事務 8 医療扶助のオンライン資格確認事務	事前	
令和6年3月29日	I 関連情報 1. ③システムの 名称	生活保護システム、連携ユニット、団体内統合宛 名システム	生活保護システム、、生活保護システム・統合専用端末、連携ユニット・団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境、運用支援環境、情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー)	事前	
令和6年3月29日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 ○ 】委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 は十分か【 】	[ 】委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 は十分か【 十分である 】	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項及び行 政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(以下「別表第一省 令)という。)第15条	番号法第9条第1項 別表の23の項及び別表省 令第15条	事後	
<b>令和6年6月28日</b>	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二(本計2有無理(中間機)): (別表第二(本計2有無理(中間機)): 7.8094 104 105 103 115 1200項 (別表第二(本計26情報照会の根拠): 28の項 (別表第二(本計26情報照会の根拠): 28の項 (情報程件の根拠): 第 8.911121.719.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52. (情報開金の根拠): 第19条	《東全學の表の420項。由帝新194章 《第2全學の表の490項。由帝新194章 《第2全學の表の390項。由帝第195章 《第2全學或表の390項。由帝第195章 《第2全學或表の390項。由帝第195章 《第2全學或表の490項。由帝第195章 《第2全學或表の490項。由帝第176章 《第2全學或表の190項。由帝第176章 《第2全學或表の190項。由帝第176章 《第2全學或表の190項。由帝第178章 《第2全學或表の190項。由帝第180章 《第2全學或表の190項。由帝第198章 《第2全學或表の190項。由帝第198章 《第2全學或表の190項。由帝第110章 《第2全學或表の190項。由帝第110章 《第2全學或表の190項。由帝第110章 《第2全學或表の1800項。由帝第110章	事後	
			〇第2条の表の1410項。命令第143条 (第2条の表の1510項。命令第153条 〇第2条の表の1510項。命令第153条 〇第2条の表の1550項。命令第163条 〇第2条の表の150項。命令第163条 〇第2条の表の1610項。命令第163条 〇第2条の表の1610項。命令第163条 ○第2条の表の1680項。命令第170条 ○第2条の表の1680項。命令第170条 ○第2条の表の1700項。命令第172条 ○第2条の表の1710項。命令第172条 ○第2条の表の1710項。命令第173条 ○第2条の表の1720項。命令第173条		
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取扱	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	